

## あがた工業団地地区地区計画（抜粋）

区域の整備、開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、足利市の市街地から南方約5km に位置し、主要地方道足利・邑楽・行田線や市道県筑波小学校通りにより一般国道 50 号とのアクセス性に優れ、周辺には矢場川が流れるなど緑豊かな自然に囲まれた地域である。</p> <p>また、本地区は、平成8年から平成9年にかけて造成された工業団地であり、造成当初から製造業を中心に工場立地が進み、本市の産業拠点の一つとして周辺の自然環境と調和した良好な工業団地を形成してきた。</p> <p>そのため、本地区計画においては、既存の工業団地の土地利用の状況を活かしながら、周辺の緑豊かな環境との調和を図り、将来に渡って適切に工業団地を維持・保全していくことを目標とする。</p>	
地区整備計画	建築物等の制限に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工場</li> <li>2. 倉庫</li> <li>3. 事務所</li> <li>4. 危険物の貯蔵又は処理に供するもの</li> <li>5. 前各号の建築物に附属するもの</li> <li>6. 公園に設けられる公衆便所、休憩所その他これらに類するもの</li> </ol>
		建築物の敷地面積の最低限度	<p>3,000 m<sup>2</sup></p> <p>ただし、公園に設けられる公衆便所、休憩所その他これらに類するものの敷地については、この限りではない。</p>
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、本地区の外周境界線までの距離は1メートル以上としなければならない。</p> <p>ただし、地区計画の決定告示以前において建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置が既に1メートルを下回る建築物の増築又は改築にあっては、増築又は改築後の当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置が従前より外周境界線側に位置することがないと認められる場合については、この限りではない。</p>
		建築物等の形態又は意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建築物の外壁及び屋根並びに工作物の色彩は、原色を避け、周囲の環境に調和したものとしなければならない。</li> <li>2. 屋外広告物は、刺激的な色彩、形態又は装飾を用いるなど、美観・風致を損なう恐れのあるものは設置してはならない。</li> </ol>
		かき又はさくの構造の制限	<p>本地区の外周に面して設けるかき又はさく（門柱、門扉その他これらに類するものを除く）は原則として生け垣とする。やむを得ずフェンス又は鉄さく等による場合は、透視可能な構造としなければならない。</p> <p>ただし、敷地地盤面からの高さが 0.6 メートル以下の部分については、この限りではない。</p>

